

平成23年3月9日（水曜日）

議事日程第4号

平成23年3月9日（水曜日）午前10時開議

- |     |        |  |            |
|-----|--------|--|------------|
| 第 1 | 議案第26号 | 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定について                  | (質疑・委員会付託) |
| 第 2 | 議案第27号 | 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について              | (質疑・委員会付託) |
| 第 3 | 議案第28号 | 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (質疑・委員会付託) |
| 第 4 | 議案第29号 | 大仙市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について                       | (質疑・委員会付託) |
| 第 5 | 議案第30号 | 大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について                | (質疑・委員会付託) |
| 第 6 | 議案第31号 | 大仙市水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について              | (質疑・委員会付託) |
| 第 7 | 議案第32号 | 大仙市立太田緑地広場条例の一部を改正する条例の制定について                    | (質疑・委員会付託) |
| 第 8 | 議案第33号 | 大仙市牧野条例の一部を改正する条例の制定について                         | (質疑・委員会付託) |
| 第 9 | 議案第34号 | 大仙市高速自動車国道活用施設ぬく森プラザ条例の一部を改正する条例の制定について          | (質疑・委員会付託) |
| 第10 | 議案第35号 | 大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について            | (質疑・委員会付託) |
| 第11 | 議案第36号 | 大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について                   | (質疑・委員会付託) |

- 第 1 2 議案第 3 7 号 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 3 8 号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 3 9 号 大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 4 0 号 大仙市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 4 1 号 大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 4 2 号 大仙市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 4 3 号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 4 4 号 大仙市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 4 5 号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 4 6 号 大曲市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 4 7 号 大仙市清水診療所設置条例を廃止する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 4 8 号 大仙市北檜岡多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例  
を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 4 9 号 大仙市営神岡スキー場条例を廃止する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 5 0 号 大仙市営西仙北スキー場設置条例を廃止する条例の制定につ  
いて (質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 5 1 号 大仙市営仙北スキー場設置条例を廃止する等の条例の制定につ  
いて (質疑・委員会付託)

- 第 27 議案第 52 号 大仙市地上デジタル放送再送信施設設置条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 28 議案第 53 号 大仙市地上デジタル放送再送信施設管理運営基金条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 29 議案第 54 号 大仙市地域中核病院整備支援基金条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 30 議案第 55 号 大仙市大曲地域職業訓練センター条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 31 議案第 56 号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について  
(質疑・委員会付託)
- 第 32 議案第 57 号 大仙市協和モーターサイクル場の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 33 議案第 58 号 市道の路線の認定及び廃止について (質疑・委員会付託)
- 第 34 議案第 59 号 平成 22 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更について  
(質疑・委員会付託)
- 第 35 議案第 60 号 平成 22 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について  
(質疑・委員会付託)
- 第 36 議案第 61 号 平成 22 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入額の変更について  
(質疑・委員会付託)
- 第 37 議案第 62 号 平成 23 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入れについて  
(質疑・委員会付託)
- 第 38 議案第 63 号 平成 23 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて  
(質疑・委員会付託)
- 第 39 議案第 64 号 平成 23 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて  
(質疑・委員会付託)
- 第 40 議案第 65 号 平成 23 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて  
(質疑・委員会付託)
- 第 41 議案第 66 号 平成 23 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて  
(質疑・委員会付託)

- 第 4 2 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 4 3 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 4 4 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 4 5 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 4 6 議案第 7 1 号 平成 2 2 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 4 7 議案第 7 2 号 平成 2 2 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 6 号) (質疑・委員会付託)
- 第 4 8 議案第 7 3 号 平成 2 2 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 4 9 議案第 7 4 号 平成 2 2 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 5 0 議案第 7 5 号 平成 2 2 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 4 号) (質疑・委員会付託)
- 第 5 1 議案第 7 6 号 平成 2 2 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 5 2 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 5 3 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) (質疑・委員会付託)
- 第 5 4 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
- 第 5 5 議案第 8 0 号 平成 2 2 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
- 第 5 6 議案第 8 1 号 平成 2 2 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)

第 5 7	議案第 8 2 号	平成 2 2 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号)	(質疑・委員会付託)
第 5 8	議案第 8 3 号	平成 2 2 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算 (第 3 号)	(質疑・委員会付託)
第 5 9	議案第 8 4 号	平成 2 2 年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)	(質疑・委員会付託)
第 6 0	議案第 8 5 号	平成 2 2 年度大仙市上水道事業会計補正予算 (第 4 号)	(質疑・委員会付託)
第 6 1	議案第 8 6 号	平成 2 3 年度大仙市一般会計予算	(質疑・委員会付託)
第 6 2	議案第 8 7 号	平成 2 3 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 6 3	議案第 8 8 号	平成 2 3 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 6 4	議案第 8 9 号	平成 2 3 年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 6 5	議案第 9 0 号	平成 2 3 年度大仙市学校給食事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 6 6	議案第 9 1 号	平成 2 3 年度大仙市奨学資金特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 6 7	議案第 9 2 号	平成 2 3 年度大仙市宅地造成事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 6 8	議案第 9 3 号	平成 2 3 年度大仙市簡易水道事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 6 9	議案第 9 4 号	平成 2 3 年度大仙市公共下水道事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 7 0	議案第 9 5 号	平成 2 3 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 7 1	議案第 9 6 号	平成 2 3 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)

- 第 7 2 議案第 9 7 号 平成 2 3 年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 7 3 議案第 9 8 号 平成 2 3 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別  
会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第 7 4 議案第 9 9 号 平成 2 3 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 7 5 議案第 1 0 0 号 平成 2 3 年度大仙市スキー場事業特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 7 6 議案第 1 0 1 号 平成 2 3 年度大仙市内小友財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 7 7 議案第 1 0 2 号 平成 2 3 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 7 8 議案第 1 0 3 号 平成 2 3 年度大仙市荒川財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 7 9 議案第 1 0 4 号 平成 2 3 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 8 0 議案第 1 0 5 号 平成 2 3 年度大仙市船岡財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 8 1 議案第 1 0 6 号 平成 2 3 年度大仙市淀川財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 8 2 議案第 1 0 7 号 平成 2 3 年度市立大曲病院事業会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 8 3 議案第 1 0 8 号 平成 2 3 年度大仙市上水道事業会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 8 4 議案第 1 0 9 号 市道中仙 4 号線館ノ内北川橋橋梁上部工事請負契約の締結に  
ついて (説明・質疑・委員会付託)
- 第 8 5 請願第 9 号 循環型堆肥工場の建設に関することについて (委員会付託)
- 第 8 6 陳情第 3 0 号 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求めること  
について (委員会付託)

第87 陳情第 31号 労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求めることについて (委員会付託)

第88 陳情第 32号 2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求めることについて (委員会付託)

---

出席議員 (28人)

1番 大野 忠夫	2番 佐藤 文子	3番 後藤 健
4番 佐藤 隆盛	5番 藤井 春雄	6番 杉沢 千恵子
7番 茂木 隆	8番 小山 緑郎	9番 小松 栄治
10番 富岡 喜芳	11番 佐藤 清吉	12番 石塚 柏
13番 金谷 道男	14番 武田 隆	15番 渡邊 秀俊
16番 高橋 敏英	17番	18番 佐藤 芳雄
19番 大山 利吉	20番 北村 稔	21番 高橋 幸晴
22番 本間 輝男	23番 橋本 五郎	24番 藤田 君雄
25番 橋村 誠	26番 佐藤 孝次	27番 千葉 健
28番 鎌田 正	29番 竹原 弘治	

---

欠席議員 (1人)

30番 児玉 裕一

---

説明のため出席した者

市長	栗林 次美	副市長	久米 正雄
副市長	山王丸 愛子	教育長	三浦 憲一
代表監査委員	福原 堅悦	総務部長	老松 博行
企画部長	小松 辰巳	市民生活部長	元吉 峯夫
健康福祉部長	武藤 芳和	農林商工部長	藤原 薫
建設部長	田口 隆志	病院事務長	伊藤 和保
水道局長	藤田 良雄	教育次長	高橋 修司
教育次長	青谷 晃吉	総務課長	進藤 雅彦

議会事務局職員出席者

参	事	竹内徳幸	主	幹	伊藤雅裕
主	査	菅原直久	主	事	中川智晴

---

午前10時00分開議

○副議長（大野忠夫君） おはようございます。

議長に事故がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を執らせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は30番児玉裕一君であります。

---

○副議長（大野忠夫君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

---

○副議長（大野忠夫君） 日程第1、議案第26号から日程第60、議案第85号までの60件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大野忠夫君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第26号から議案第85号までの60件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○副議長（大野忠夫君） 日程第61、議案第86号から日程第83、議案第108号までの23件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次質疑を許します。

最初に13番金谷道男君。はい、金谷道男君。

○13番（金谷道男君） それでは、一般会計予算案についての質問をさせていただきます。

予算は家庭で言えば財布と同じだと思います。そういった意味から、少し全体的なこととの質問2点と個別のこと3点、質問させていただきたいと思います。

最初に、やはりどうしても負債といいますか債務のことが気になるのが普通の家庭で

も同じことだと思えますけれども、そこで23年度の予算案を見ますと、説明書の方ですけれども、最終的に年度末の地方債の残高を1,064億1,800万というふうに記載されておりますが、この起債残高のうち、例えば臨時財政対策債や合併特例債、あるいは過疎債、臨時債、いろんな部分で後年度、国等の財政的な支援がある起債が当然あるわけですが、その額、あるいはその割合が、大ざっぱで結構ですが、どのぐらいになっているのかということをお知らせいただきたいと思えます。

○副議長（大野忠夫君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 金谷議員の質問にお答え申し上げます。

数字が多いのでしっかり答えたいと思えます。

地方債残高に対する後年度の国の支援見込額についてであります。平成23年度末における全会計の市債残高は、現時点で1,064億1,800万円と見込んでおります。このうち後年度の普通交付税の基準財政需要額への算入額は、市債残高の約63%、676億4,400万円と試算しております。

主な市債種別毎の交付税算入額についてであります。地方交付税の代替財源である臨時財政対策債、これは算入率100%であります。臨時財政対策債は181億8,300万円と最も算入額が高くなっております。

次に、合併特例債、算入率70%、合併特例債については88億4,400万円、過疎債、算入率70%であります。45億9,000万円、それから辺地債、算入率80%であります。1億9,500万円となっております。このほか算入率の高い起債として、下水道事業債、これは様々なものがありますので算入率でいきますと44%から高いもので70%、この下水道事業債が166億2,000万円、それから財源対策債、算入率50%であります。44億8,900万円などが挙げられます。

市債につきましては、将来負担の軽減を図るため、公債費負担適正化計画に則り、発行額の抑制に努めておりますが、あわせて市債発行の際には交付税算入率の高い有利な起債を厳選し、今後の償還財源の確保を図っております。

このようなことから、現時点で交付税算入のない一般単独債等の市債残高につきましては、全体の13.2%となっております。金額にしますと140億7,200万円あります。

また、交付税算入がなく高利率の市債につきましては、これまでの各年度において低利率への借り換えや繰上償還を行ってきており、今後の財政運営におきましても積極的

に進めてまいりたいと思います。

あと、起債ではありませんが借入れとしまして、公的な借入れとしまして県の振興資金を使っております。これは合併とか、あるいは耐震であるとか、県の政策に沿ったもので借入れができるというものがありますが、返済期間は10年、あるいは15年、これを若干使っております。

○副議長（大野忠夫君） 13番、再質疑ありますか。はい、13番。

○13番（金谷道男君） 一応一番先に確認させていただいたのは、やっぱり今、市長答弁の中でもありましたけれども、やはり事業のときにこの起債については、十分こう後年度あるものを使うようにこの後もひとつ努力をしていただきたいと思います。

そういうことで、まず1番の方はこれで終わります。

○副議長（大野忠夫君） それでは、次に2番の項目について質疑をお願いします。はい、13番。

○13番（金谷道男君） 2つ目の質問で、財政健全化判断比率のことについてですけども、決算のときに実質的には出てくるとは思いますけれども、今回、平成23年度の予算、これを原案のまますべてこう執行したと仮定した場合に、その比率のうちの実質公債費比率と将来負担比率がどのような数字になると見込んでおられるのか、これ確か市長の市政方針の中に出ていたようでありますけれども、実はそのときにこの通告、一応出してましたのでこういうふうになってしまいましたけれども、一応確認という意味もあるのでもう一度お願いをしたいと思います。

○副議長（大野忠夫君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 市政方針の中でもお話申し上げておりますけれども、正確にまた整理してお話したいと思います。

財政健全化判断比率についてお答えいたします。

はじめに、実質公債費比率につきましては、平成23年度当初予算案を算定基礎として算出すると18.5%と試算されております。

なお、比率は3カ年の平均値を用いて算定することとなっておりますが、平成23年度の単年度比率については18.4%として試算しております。

実質公債費比率は平成20年度決算において基準値を上回る18.9%となったことから、この比率の改善のため、公債費負担適正化計画を策定し、市債発行額の抑制を図ってきており、比率は年々改善されております。

今後も公債費負担適正化計画に則り、市債発行額の抑制を図りながら、平成28年度までの計画期間内に比率を基準値を下回るよう努めてまいります。

次に、将来負担比率につきましては、同じく平成23年度当初予算案を算定基礎として算出すると、算定基礎が多岐にわたることから流動的な要素もありますが、170%台になるものと見込んでおります。

将来負担比率は、財政健全化法の制定に伴い比率算定が定められた19年度決算において210.3%と非常に高い数値となりましたが、その後、市債発行額の抑制を図ったことや財政調整基金への積み増しを行い、基金残高の確保を図ったことなどから比率は実質公債費比率と同様に年々改善されてきております。

今後は、国の地方財政対策による普通交付税等の動向により、比率の分母となる標準財政規模の変動が予想されますが、市債発行額の抑制による市債残高の減少や職員数の減による退職手当負担見込額の減少などにより、比率の分子は年々減少していくことから、比率は改善されていくものと見込まれております。

計画的な市債発行額の抑制や繰上償還の実施による市債残高の逡減に加え、財政調整基金へのさらなる積み増しを図りながら、この比率を150%、言い換えますと将来負担額を標準財政規模の1.5倍程度まで改善できるよう努めてまいりたいと思っております。

○副議長（大野忠夫君） 13番、再質疑はありますか。はい、13番。

○13番（金谷道男君） 非常にこの実質公債費比率も将来負担比率も下げるように努力しておられるようですし、その原因が起債の発行抑制ということで、その後若干の基金の積み増しも当然その中に含まれてきていると思います。その努力していることは非常に見られますので、私も大変いいことだと思っています。

今、市長の答弁の中にもありましたけれども、今、23年度の数値をいただきましたが、23年度の大仙市の標準財政規模はおおよそどのぐらいの金額と算定しているのでしょうか。

○副議長（大野忠夫君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 大体私の頭では300億程度という頭の中でやっておりますが、312億というふうに想定しているところであります。

○副議長（大野忠夫君） 再々質疑はありますか。はい、13番。

○13番（金谷道男君） それで、実は財政規模を聞いたのは、起債はやっぱりどうして

も絶対額としてはなかなかこう、前年度比80%ということですので、足していく分については当然減っていくのですが、ある程度のやっぱりラインから償還の額というのは一気に、借り入れの額が下がったほど償還の額は多分一気に下がるのではないのかなというふうに、普通お金借りているのでそれ当然の話だと思います。

それで、私ちょっと前も申し上げましたが、27年に合併の算定替えが多分あります。そうなったときに標準財政規模が今、市長おっしゃられたように確か312億、私もそのぐらい、320億かそこらかなとは思っているんですけども、そうなったときに、かなり比率が、将来負担比率が上がる要素もないわけではない。ここ5年間のその仕事の流れ、あるいはやることによって、かなりやっぱりその時点で厳しくなるのではないかなということが今から私は予想されるなと思います。この後のやっぱり実施計画なり、市の取り巻く事業について、よほど私たちも気を付けながらお互いにやっていかなければならないのではないかなということを今、23年度の予算、当初予算のこのいろんなデータを見ながらそんなことを感じましたので、是非この後そういったことを議会とも協議しながら、そういうことの起こらないよう、これ将来負担比率については私どもでなくて、もっと後年度の方々のいわば負担で、今、孫の財布もちょっと借りながら私たちはやっているというのが実際の話だと思います。だからそういったこともこれから気を付けながらやっていかなければならないのではないかなということをちょっと感じましたので、まずそういうことを申し上げてこの質問は終わりたいと思います。

○副議長（大野忠夫君） 答弁よろしいですか。

○13番（金谷道男君） もしあればお願いします。

○副議長（大野忠夫君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 我々のこの起債の公債費負担適正化計画、これらを含めて十分その27年度の合併算定替え、これは避けることできませんので、これを確保して、こうした財政運営、計画を立ててやっておりますので、議会の皆様からもひとつ、逐次この変化したり、あるいは変動させたりしなきゃならない部分について我々も提示しますので、いろいろご意見を伺っていききたいなというふうに思っております。

それから、起債が少し多くなったというあれですけども、やはりこれは合併前の様々な準備、それから合併協議会で作りました新市実施計画、そういったものを前提にしながら様々な事業をやったわけです。ただ、我々やっている事業は、きっちりものが残る、我々の世代だけではなくて次の世代にも残せる、残していかなきゃならないものを要し

たというふうに私は考えております。そういう意味で、一時期はこう起債が上がっていったけれども、これをやっぱり時間をかけて一定のところまで下げていくという、既に様々な施設、ストックができたとすれば、それを大いに活用するということになりまので、合併前、あるいは合併直後のように、どんどんものを作るというそういうことにはなっていないような計画にしていかなきゃならないと思っています。作ったものを最大限市民の皆様から利用していただくという、そういう観点で考えていかなきゃならないと思っています。

○副議長（大野忠夫君） 次に、3番の項目について質疑をお願いします。13番。

○13番（金谷道男君） 次に、地域の桜情報伝達ということで、桜守プロジェクトの事業の関連についてお尋ねをしたいと思います。

地域にあるいろんな桜資源といいますか、そういったものを住民の方々と力を合わせながら守って、そしてそれを広めていくということ、私非常に賛成ですし、その方向で是非これやっていっていただきたいなど。それについては、ただ、ただって言い方悪いですけど、そのあるそこを保存するだけでなく、やっぱり活用という面でいきますと、やはり観光みたいなものとも結びつけながらという話だと思います。さくらマップ見させていただきました。私はこの場所があるよというようなことは感じでもわかるような感じです。ただこの先、やはり情報をもうちよっと願うとすれば、やっぱり開花情報ですとか、今の状態どうなのかということ、これは別に桜に限らず市のホームページの中にそういうタイムリーなものがちょっと、ちょっと足りないのではないかなという気がします。それで、ちょっとこの予算の私質問要旨がどこに何とという話だとちょっとずれると申し訳ないですけども、ホームページの更新はどういった形でやっておられるのか、その点をちょっと、この桜守の情報伝達ということに関連して、ホームページの更新をどういうふうに行っているかということをお尋ねしたいのですが。

○副議長（大野忠夫君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小松企画部長。

○企画部長（小松辰巳君） それでは、桜守プロジェクト事業についてお答え申し上げます。

これまで一部地域の住民の皆様が取り組んできた、この地域の桜を守り育てる活動を全市に広げるべく、「大仙市桜守プロジェクト」がスタートしてから約2年になります。この間、町内会、自治会や造園業者、ボランティア団体などと協力いたしまして、市内に植栽されている桜の現状調査のほか、緊急的な対応が必要な箇所における枝切り作業、

桜の手入れに関する講習会などを実施してまいりました。

こうした取り組みの結果得られた桜に関する情報の二次的な活用策として、昨年春より「大仙市さくらマップ」を市の観光ホームページに掲載し、市内45カ所の桜の所在地のほか、本数、過去の開花日・満開日、観桜会の日程などの情報を発信しております。

去年は県の観光ホームページや新聞等でもご紹介いただき、大仙市の桜に関する情報を集約したページとして観光面からも活用いただいていると考えております。

このマップの作成に当たりましては、インターネット上の無料のサービスを活用し、職員自らが作成しているため予算措置はしておりませんが、随時更新が可能な仕組みとなっておりますので、開花情報等の情報をタイムリーに提供できるように努めてまいりたいと考えております。

今後も市民の皆さんの協力を得ながら掲載情報の充実に努めてまいりたいと存じます。

また、ホームページの更新についてでございますが、ホームページの更新につきましては、原則それぞれの担当課所、その管理につきましては広報担当の方で現在行いながらホームページの充実に努めておるところでございます。

○副議長（大野忠夫君） 13番、再質疑はありますか。はい、13番。

○13番（金谷道男君） わかりました。それでは、その桜情報については、この後多分内容がそれぞれ今のお話ですと充実されていくということで、それこそ開花情報というか開花している姿ももし見られるように、情報として提供していただければ非常にいいなと思います。

これ、桜に限らずいろんなその地域情報みたいなものがあるんだと思うのですが、なかなかそれが外に出ていっていないのではないかなと思っています。それで私ちょっと予算絡みで聞いたのは、それが非常に予算かかるというような仕組みだとすれば非常になんですが、もっと支所あたりのその職員のレベルで情報更新ができるようなシステムになるとすれば、いわゆるゼロ予算の対応ということであると思うんです。インターネットの情報というのは、私から言うのも変ですけども、いかに「生もの」だからという、通称「生菓子」だというふうに言われているぐらいのものなので、やり出すとやっぱり大変なことだと思います。ただ、いっぱい職員の方もおられると思うし、それぞれ情報も持っていると思うので、是非そういうような仕組みにしてほしいなということと、ふるさと…何だっけな、ホームページのふるさと何とかというところから入っていかないと、地域のその情報みたいなところに入っていないような今、ホームページの作り

になっているように私思います。それを観光からやっぱり、外の人から見てもらうという話になると、やっぱり観光から入っていけるルートがあればいいのではないかなと思うんですが、これも予算的な問題があるのかどうかちょっとわかりませんが、観光のところからやっぱりそのそれぞれの地域のその今言ったような情報、花に限らずいろんなイベントも含めての入り口を、そういうようなことを変えるようなことだとすれば、これは予算的に大変難しいものなのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（大野忠夫君） 再質疑に対する答弁を求めます。小松企画部長。

○企画部長（小松辰巳君） このホームページにつきましては、要は閲覧いただかなければ正直言って何の役にも立たないというのが現状だと思っています。一般に行政のこのホームページ、なかなか見ていただけないということで、今後このホームページのあり方については我々も今検討してございます。例えばその商工会議所さん等からも地域ポータルの必要性等も言われてございます。この地域の様々な情報を一気に入る入り口ですけれども、そういうことも今後検討してまいらなければいけないと思っておりますので、若干お時間をいただきたいと思っております。

○副議長（大野忠夫君） 再々質疑はありませんか。はい、13番。

○13番（金谷道男君） 何とかその入り口というか、そこをひとつ研究していただきたいと思います。私も時々、ほかの市町村のものも広げるんですが、やっぱりおっしゃるとおりなかなか行政の入り口が非常に…、そんなの見る人っていうのは行政単位じゃなくて地域を見ますので、是非私は観光のところから入っていければ割といいのではないかなと思います。

以上申し上げてこの件は終わります。

○副議長（大野忠夫君） 再々質疑に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 今の企画部長が答弁したとおりであります。議員のご指摘大変ごもっともだと思っております。行政の堅い情報を中心に組まれているという指摘を、やっぱり外の方々が受けているような気がいたします。もう少し柔らかい情報、あるいは生活に密着した情報みたいなものを見れないかなというのは、特にふるさと会なんか行きますと首都圏の皆さん、様々な形で大仙市のあれを見ていらっしゃいますので、そちらからもやっぱりそういう指摘をされることがあります。そんなことで、今、企画部長申し上げましたとおり、このホームページの充実という問題については、広報を中心にして昨年からいろいろ研究してきているところでもありますので、もう少しお時間いた

だきたいと思います。

それから、さくらマップの情報について、今年多分、桜の開花予報といいますか、これは大仙市独自でやるかもわかりません。外れたときはごめんくださいということにしますが、思い切ってその開花予報みたいなものやってみたいなというのが今のスタッフのところで話されていることをご報告申し上げます。

○副議長（大野忠夫君） 次に、4番の項目について質疑をお願いします。13番。

○13番（金谷道男君） 次に、地域情報化についてちょっとお尋ねしたいのですが、これも私の誤解だとすればお許しをいただきたいと思います。

今、大仙市に合併当時、行政間を結んだ光ケーブル、いわゆる地域基盤イントラネット、それと今整備している超高速情報通信基盤整備事業によるもの、この2つが張られていると私は思っています。これ、光ケーブルだけでなくほかの設備も一緒にかかわっている事業だと思いますけれども、ちょっと私、光ケーブルのことについてだけちょっと考えたんですが、これ、日本は本当にこの後、どちらも市で維持していくことになる、片っ方はお金取るのでいらなくなるのか、いずれ行政間をやっている光については多分行政というか市が維持管理していかなければならない。そうすると、2本の光を持つことになるのではないかなと。そう考えたときに、今の多分全市を網羅している業者の分もあるかもしれませんが、そちらの方にその線の部分の合体というか、どちらか一本の管理にすれば、あるいは維持管理で、このことが解消できないのかなというふうにちょっと思ったのでこの質問をさせていただきました。非常に私の誤解で質問かどうかちょっとわかりませんが、というようなことの質問ですので、よろしく願いします。

○副議長（大野忠夫君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小松企画部長。

○企画部長（小松辰巳君） それでは、地域情報化の推進についてお答え申し上げます。

地域イントラネットでございますが、これは合併前の平成15年度に将来の合併を見据え、8市町村の公共施設を光ファイバケーブルで結び、各種手続の電子申請や公共施設の予約、証明書の発行、行政相談など各種行政サービスの提供を図ることを目的に国の補助事業であります「地域イントラネット基盤整備事業」を導入し、公共施設間のネットワーク環境の整備を図ったものであります。光ケーブルで結んでおります公共施設は8庁舎を含め125カ所、ケーブルの総延長は幹線と支線を合わせまして239kmとなっております。

なお、地域イントラネット基盤整備事業でネットワークに接続できる施設については、国の補助制度では公共施設や公共性が高く公共施設に準ずる施設と規定されております。

今回の超高速情報通信基盤整備事業で整備しております光ファイバ網は、採算性の問題等から民間事業者の事業展開が困難な地域におけるデジタルデバイド、いわゆる情報格差が生じないように、国の補助制度を活用し、一般家庭、事業者等の利用を目的に整備をしているものでございます。

大仙市の光ファイバ網につきましては、電気通信事業者により大曲地域の大曲局が現在整備済みでございまして、神岡地域の神岡局、西仙北地域の刈和野局、中仙地域の中仙局についても電気通信事業者が順次整備を進め、一部利用を開始しております。

現在、電気通信事業者により整備が進められている地域で、まだ工事中の地域についても10月頃までには完了できるよう要望しており、11月には今般、市の事業で敷設しております光ファイバ網とあわせ大仙市全域で光ファイバによるインターネット等の利用が可能となる予定であります。

なお、今年度、超高速情報通信基盤整備事業で市が整備しております光ファイバ網につきましては、関係当事者の合意がない限り破棄したり終了させることができない永続的な回線使用权を付与する契約、いわゆるIRU契約により電気通信事業者に貸し出し、電気通信事業者がインターネット等のサービスを開始することとなります。

IRU契約により電柱等の移設費用以外のケーブルの保守経費や電柱等への添架料、災害保険などに要する経費につきましては、その相当額を電気通信事業者が市へ納付することとなっており、超高速情報通信基盤施設管理費において特定財源として計上してございます。

公共施設を結ぶ地域イントラネット回線上では、税などの個人情報や行政情報などの情報資産を取り扱っておりますので、情報漏洩等の観点からセキュリティ対策について十分な対策を講じることが重要となりますので、今回の超高速情報通信基盤整備事業で整備しております一般家庭、事業所等を対象とした光ファイバ網の中に包括することは困難と考えております。

○副議長（大野忠夫君） 13番、再質疑ありませんか。はい、13番。

○13番（金谷道男君） わかったようなわからないようなところがあるんですが、私言うのは光ケーブルの線の話をちょっとさせていただいたつもりだったんですが、要するに市で今、イントラネットで持っているのも電柱の借り料、それからその線の何ですか

メンテナンス等がかかっているんでないかなど。当然、機械の中さ入ってきたときの情報はセキュリティかけなければだめなのは私もわかります。ただ、実際の話は入り口に来てからのそのセキュリティの話で、その線の中を走っているときの情報については、それは途中でつないで結べるものか私技術的なことはわかりませんが、というようなことを考えたときに、何で私こういうことを言うかというのは、なるべくこれからそういう経常経費みたいなものは、例えばこれ、中身ちょっと私全部見てないのでわからないですが、大体イントラネットの毎年度の予算が6,000万円ぐらいずつずっとこうかかっている、これ償還も入ってるのかな、そういったところからいろいろ考えながら経費をどっかでこう、やっぱり合理的にしていかないと、さっきも言いましたようにこの後のやっぱり財政運営のことを考えれば、あるのかなと思ったときに、ちょうど私はこのイントラネットをやったときには、当然時代的にそんな光なんてここへまだ入っていないときだったと思います。でも、今は要するその業者さんの、IRU契約にしろ何にしろ、そのカバーできるという、やっぱり次のステップにきたときに、これはどうなのかなど。ただ、今のところ、今の耐用年数までは国の補助もあってやめられないということがあるかもしれないけれども、私はこの後やっぱり考えていくべきなのではないかなという気がするんです。やっぱり何ぼ行政情報が秘密とはいながらも、日本国中やっぱりつなぐときに、それぞれ専用の回線ぐらいで行政間の運用をしているわけではなくて、やっぱり線そのものはお互いに共有して使っているんじゃないかなと私は思うので、そういうところを工夫できないのかなというのがこの質問の趣旨ですが、そこら辺はいかがなものでしょうか。

○副議長（大野忠夫君） 再質疑に対する答弁を求めます。小松企画部長。

○企画部長（小松辰巳君） 再質問に対してお答え申し上げます。

まず、地域イントラネット整備、この地域イントラで整備いたしましたこの回線ですが、この回線につきましては、いわゆる電気通信事業者の局社を通さずに、すべて市に、市で管理してございます。市のサーバー室の方にすべての線がつながって、そこで管理されているという状況です。今回整備いたしましたこの一般家庭を対象としたのは、すべて局社、いわゆる電気通信事業者との局社との接続という形になってございます。

地域イントラの中では、非常に、確かに議員おっしゃるとおり6,000万程度の維持管理費かかっていますが、これはその管理する様々なサーバー機器、これらを市

が独自に持って情報のこの保守をしているという関係から、このような経費がかかっているところでございます。

先程言いましたとおり、やはり市の行政情報につきましては、非常に重要な個人情報が入っておりますので、現時点のやはりセキュリティを考えた場合には、やはり一般の局社を経由したような形での中での情報管理は非常に難しいと考えております。この後、この情報管理につきまして様々なその制御をかける手法が出てくれば、将来的にはもしかするとその線の共有化というものも考えられると思いますが、現時点はやはり一般の回線と直接は結ばない形で、やはり市民の皆様の情報管理していく方法が最善と考えているところでございます。

以上でございます。

- 副議長（大野忠夫君） 13番、再々質疑はありませんか。はい、13番。
- 13番（金谷道男君） 研究の余地、全くないわけではないようなので、まずこの件については、とりあえず今は難しいということで、いずれいろんな面でこの経常経費だと思われているものについても、いろんな切り込み方でやっぱり何とかして合理的にこれからしていかないと、私は、特にこれに限らずそのインターネットというかIT関係の予算というのは非常に何かわかったようなわからないようなところが非常にあります。だからそういったところは、やっぱりきっちりそれこそペースに、本当に利用者である我々のペースに合うような形でやっていくべきでないのかなど。行政情報についても、このほかにも総務の方にある今のITの合理化の関連、それとこのイントラの中のことの関連、当然あると思いますので、やっぱりそこら辺を整理して、より効率的な予算執行をしていただきたいなということで、とりあえずこの件は終わります。
- 副議長（大野忠夫君） それでは、次に5番の項目について質疑をお願いします。13番。
- 13番（金谷道男君） 長くなりました。あと最後ですので、これは単純です。「がんばる集落」活性化支援事業と地域枠予算の中の地域自治会が使う予算との住み分けみたいなものを想定して、この事業を組んだのかどうかというあたりをちょっと説明をいただきたいと思います。
- 副議長（大野忠夫君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小松企画部長。
- 企画部長（小松辰巳君） 市民との協働事業についてお答え申し上げます。

「がんばる集落」活性化支援事業は、昨年改正されました過疎地域自立促進措置法に

において、集落の維持及び活性化、住民が将来にわたり安全に安心して暮らせることのできる地域社会の実現に要する経費がこの過疎対策事業債の対象となったことを受け、今年度22年度に改訂いたしました「大仙市過疎地域自立促進計画」に新たに盛り込まれたソフト事業の一つとして23年度より創設するものであります。

少子高齢化、過疎化等により担い手の不足や活動の休止など様々な問題に直面している集落のコミュニティ機能を維持・活性化できるよう、地域住民組織が行う地域づくり計画の策定、計画に基づいて実施する地域づくり活動を支援することにより、市内の他の集落のモデルとなる活動を市内各所で立ち上げていきたいと考えております。

これまでの「地域枠予算」では、各総合支所毎に設けた地域協議会の意見を尊重し、地域の活性化に資するあらゆる団体の活動に対し、用途を限定せず支援してまいりましたが、今回の「がんばる集落」活性化支援事業は、市内の過疎化や高齢化の進行が著しい集落、またはそれらが連携した組織が今後も地域のコミュニティ機能を担い、さらには活動を活性化していくべき地域住民が地域の課題や将来像の検討・共有するとともに、自主的・主体的な活動展開のための環境整備と組織の強化に取り組んでいただくことを目的に、平成27年度までの期間限定の支援を想定しております。

以上のことから、この2つの制度は事業の趣旨や補助の対象となる事業や団体を異なるものとしてお思います。

なお、制度の詳細につきましては、今後、要綱等の制定とあわせ検討を行い、夏頃を目途に補助対象事業の募集を開始いたしたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（大野忠夫君） 13番、再質疑はありますか。はい、13番。

○13番（金谷道男君） 今の説明聞いてますと、私はいいことだと思ってしゃべっています。市民との協働事業が、より拡充されたというふうに解釈して間違いないですね。自治会でやるものについては、地域枠予算でも対応できるけれども、このがんばる集落の予算でも事業の組み方で頑張る方にもいけるというような理解の仕方で間違いないですよ。

○副議長（大野忠夫君） 再々質疑に対する答弁を求めます。小松企画部長。

○企画部長（小松辰巳君） 再々質問にお答えいたします。

今回設けましたこの「がんばる集落」活性化支援事業でございますが、要は市内の過疎化や高齢化が著しい集落、この集落、ここにある程度限定した支援になると考えてご

ございます。いわゆる地域枠予算につきましては、すべてのその団体、ボランティアの方々を対象としてございますが、今回のこの「がんばる支援集落」につきましては、ある程度その過疎化や高齢化が進んでいる集落、これらにある程度限定した形でのご支援という形で考えています。当然重なる部分はあると思いますが、はい。

○副議長（大野忠夫君） 再々質疑ありますか。はい、13番。

○13番（金谷道男君） あの要綱を読めば、小学校区単位という文面もありますよな。「がんばる集落」活性化支援事業について。しいてそのいわゆる、私あまり使いたくないんですが、限界集落というふうなそんなイメージではないというふうに理解して私質問したんですが、私の読み方が…、違いますか。

○副議長（大野忠夫君） 再々質疑に対する答弁を求めます。小松企画部長。

○企画部長（小松辰巳君） 議員ご指摘の事業説明書の中の、この事業の概要の中に、旧小学校単位のまちづくり協議会等に対する支援、これも一つのメニューに挙がっているところだと思っております。これにつきましても、ある程度その地域のコミュニティが現在、一つの集落では難しいところについて、ある程度広い範囲でのコミュニティの維持をこの計画の中で行っていきたいという趣旨からこのような表現をしているところがございます。この「がんばる集落」活性化支援事業を全市どこでも活用できるということではないと考えております。まだ要綱等これから詰めてまいりたいと思いますので、その要綱等の中で詳しい内容を皆様にお示ししながらPRに努めたいと考えております。

○副議長（大野忠夫君） これにて13番金谷道男君の質問を終わります。

今の質疑に対する答弁、噛み合わない部分があったようでございますので、もう一度答弁をお願いします。

○企画部長（小松辰巳君） 議員のご質問は、この事業説明書の中の旧小学校単位のまちづくり協議会に対する支援、これで、ということだと考えております。ですから、それぞれの集落、小さな集落が一つではコミュニティが維持できない中で、ある程度まとまった形でそのコミュニティを維持していききたいという計画を作る、その際に一定の範囲を旧小学校単位の中で、例えばコミュニティ会議等が設立されましたとすれば、そこで計画を策定いただく事業に対しても支援していくという考え方です。まだこの詳細、今現在煮詰めているところですが、そのある一定の旧小学校単位の中に一つの協議会ができて、そこでそれぞれの地域のコミュニティをどうしていくかという計画を作る際のその計画策定に対しても補助をして、支援したいというのが今回のがんばる支援事業の

中の一つのメニューであるという具合にご理解いただければと思います。

○副議長（大野忠夫君） 13番、よろしいですか。

○13番（金谷道男君） 私はいいんだ。

○副議長（大野忠夫君） これにて13番金谷道男君の質疑を終わります。

次に、4番佐藤隆盛君。はい、4番。

○4番（佐藤隆盛君） それでは、予算質問させていただきますが、まず、通告は9款1項5目でありますけども、その前に全般についての予算もらいましたので、感じたことを述べさせていただきます。

まず今回、441億2,500万、去年より5億6,500万ほど多く設けておりますが、私その中で数えてみますと新規事業が70前後項目あったように思いますし、廃事業関係が40項目ぐらいあったように感じております。感じておりますが、私が数えておりますけれども、その中で新規事業について非常に良かったなという点2項目ありますけれども、あえて予算でありますから述べさせていただきますが、今、大仙市の農業で米イコールどちらかというところと麦とか大豆とか枝豆というような方に予算を盛っていくというかつけるわけではありますが、それに伴いましてといいますか、今回の“未来へのこせ”地域特産野菜等応援事業という、それぞれ昔でいう地域ブランド、こういうものにも目をつけてもらったということに対して非常によいことだと思っております。

それから、もう一つは、通告前に、私はこれはなぜいうかというところ、新規事業と私、廃棄事業についても説明するわけですから、予算委員会ですから、概ね自分の良かったと、それからいろいろなことを予算に関連する質問ですから、なんとかが、それはいいと思いますが、そこら辺議長、もう一度、今、後ろの方でどうのこうの言いますけれども、私の質問に対してですよ、私は質問に対して予算だからやると。議長が判断してですよ。これ132条に当たらないんですかね。質問の発言について、今、違うとか言うんですよ、私は予算ですから、いずれこういうものを前段に言ってから入っていくって言ったんじゃないですか。もしそうだとすればそうしますよ。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○副議長（大野忠夫君） 暫時休憩いたします。

本会議再開時刻は追ってご連絡いたします。

午前10時50分 休 憩

午前 11 時 15 分 再 開

○副議長（大野忠夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算質疑を続けますが、発言は簡明にされるようお願い申し上げます。

それでは 4 番佐藤隆盛君、お願いします。

○4 番（佐藤隆盛君） それでは、9 款 1 項 5 目について、簡明と言っても前段あるわけ  
でございますので、この件についてはそのようにさせていただきたいと思いを

まず、議案第 86 号、平成 23 年度大仙市一般会計の 9 款 1 項 5 目についてでありま  
すが、これには住宅用火災警報器設置啓発事業費の廃事業について質問いたします。

市では 21 年度に、この事業目的として次のように述べております。消防法が改正さ  
れ、新築住宅は平成 18 年 6 月 1 日から、そしてまた既存住宅については 23 年 5 月  
31 日までの火災警報器設置が義務付けられております。ご承知のとおり火災による死  
者の 7 割は逃げ遅れが原因となっておるようで、市では市民の安全を守るため、既存住  
宅及びアパートなどの集合住宅の所有者に対し、機器の設置を啓発すると書いてありま  
すが、そして事業目標には火災予防条例による義務設置の開始日、今の 6 月 1 日となっ  
ており、そして今年の 5 月 31 日までに設置する必要があるため、この 21 年、今の 2  
年前の 21 年から 2 年間で広報だいせんの啓発事業、記事を掲載すると。そして 4 月と  
11 月には火災予防週間にあわせて消防団員の皆さん方から順次チラシを配布し、そし  
て個別に呼びかけることで対象家屋への火災警報器の設置を啓発するというふうになり  
ます。そして、さらには義務化までには対象家屋全戸への設置を目指すとあります。そ  
のようにうたっておりますけれども、そうしたことで 2 年限りでありますけれども、  
21 年度に一般会計予算、住宅火災警報器設置啓発事業費として 9 款 1 項 5 目 19 事業  
に 18 万 8 千円、そして翌年の 22 年度には 7 万 4 千円を計上し、そして今回は 2 カ年  
事業ということで予算ゼロの廃事業となっております。

そこで質問でありますけれども、21 年から 2 年間で広報だいせんで啓発したよう  
でありますし、火災予防週間にあわせて消防団員による巡回時のチラシ配布などを行っ  
ておるようではありますが、現在どのようになっているのか、まずお知らせ願いたいと思  
います。

総務省の、これもネットでありましたけれども、総務省の消防予防課の資料によりま  
すと、住宅用火災警報器の普及率は推計結果、22 年の 6 月でありますけれども、全国  
で 58.4%、秋田県では 40.8%、そして大曲仙北広域、消防でございますけれど

も、この統計によりますと41.1%となっており、しからば大仙市では幾らになっているのかと、これも23年5月までに設置義務となっておりまますので、そういう意味で大仙市の設置率は今何%あるのか、そしてあわせて今後の対応についても質問するものであります。

次に、警報器設置助成事業でありますけれども、21年度に、これは緊急経済対策単年度事業で大曲市内の養護世帯に対し、住宅用火災警報器の設置助成することにより、これらの世帯の経済的負担を軽減するとともに、市民の生命、身体及び財産を火災から守り、もって福祉の向上と安全で安心なまちづくりに資することを目的とするあります。

そして、設置助成対象者は、市民税の非課税世帯で70歳以上の老人世帯、生活保護世帯など10項目に該当するものとあります。そういうことで質問いたしますけれども、21年度に70歳以上の市民非課税高齢者のみの世帯、聞くとところによりますと、その世帯が2,754世帯あるそうであります。そしてその人方を対象として通知を発送したそうでありますけれども、申請があつて取り付けを行った設置世帯数は幾らなのか、そしてまた設置率はどのようになっているのかもあわせてお願いしたいと思います。

また、先程述べましたように、生活保護世帯の持ち家の取り付け設置世帯は幾らなのかあわせてお知らせ願いたいと思います。

それから、大仙市ひとり世帯の65歳以上の、これも前回ありましたけれども、65歳以上の方が、ひとり世帯の65歳の方が3,408世帯、これは去年の7月現在でありますけれども、そのようにあります、設置率も、この方々の設置率もどのようになっているのかお尋ねするものであります。

私はこの啓発事業については、先程述べたように、今現在わかりませんが大曲地域では41.1%の状況で、大仙市の状況はわかりませんが、これに類似していると思います。そして義務化までに全戸、対象家屋全戸へ設置を目指すという目標値には、私はこのようなデータから見ますと届いておらないように思うわけであります。そして、少しこの廃事業が早すぎたのではないかなというふうに感じを受けたのであります。そして、助成事業については、昨今の経済状況こそ、それこそ高齢者世帯増加に対してですよ、それこそ市長の言っている市民の生命、身体及び財産を不慮の火災から守り、福祉の向上と安全で安心なまちづくりを掲げた大仙市として、それこそ私は前も話しましたけれども思いやり予算を持って今後の火災警報器設置の助成、または援助を

継続するべきではないかと思っておるものでございます。

以上で質問はまず終わりますけれども、近年の火災で最も悲惨なのは、犠牲者の続出することです。それこそ人命を失う火災は、防げるものなら、防げるものなら万全を尽くすべきであります。そのためには不幸にして出火した場合、いかにして早く察知し、初動消火に努めることが大事であり、少なくとも一家の焼死するという惨事には至らないよう防ぐことにあります。そこで市長にはあれですけれども、そのためにはたゆまない啓発活動と、本事業はまさにそのためにあったはずであります。私ここだと思えます。そして一過性の事業として終わることのないように望むものであります。そういうことから前段にちょっと戻りますけれども、私は廃事業40あると。あるようであります。その中から、まだよく見ますと何点かあります。ただ、これには代表して私は何を言いたいかといいますと、廃事業40ある中で、よく精査、把握して廃止事業とするものじゃないかと思うんです。ただ、ただですよ、期限がこうだから、2年間で終わりました、そういうのでは、済まないものではないですかということで質問したところでございますので、まず数字の方はゆっくりと丁寧に。よろしく願いしたいと思います。

終わります。

○副議長（大野忠夫君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤隆盛議員の質問にお答えします。

広域消防との関連でお答えしたいと思います。

はじめに、啓発活動の効果と現在の普及率につきましては、大仙市は平成20年度から市営住宅に住宅用火災警報器を設置し、21年度には先程議員が申しあげましたように70歳以上の方のみの高齢低所得者世帯、生活保護世帯などを対象として、市内電器店に設置を委託し、住宅用火災警報器設置助成事業を実施するとともに、市の広報及び火災予防期間において啓発活動を実施してまいりました。

また、広域消防本部においては、平成21年7月に住宅用火災警報器設置推進本部を設置し、防火座談会、救急講習、各種イベント時に啓発活動を実施してきております。

大仙市の推計であります。普及率は、これは回収したアンケート用紙の調査結果の動向等を基礎として普及率を推計したものであります。平成21年12月時点では30.1%でありましたが、平成22年12月時点では53.3%に上昇しております。

しかし、依然、十分に普及しているとは言い難い状況にありますので、引き続き広域

消防本部と連携を図りながら啓発に努めてまいりたいと存じます。

なお、22年12月現在の全国の推計普及率は63.6%、秋田県は49.7%であります。

次に、平成21年度実施した住宅用火災警報器設置助成事業につきましては、市広報で事業の周知を行い、70歳以上の高齢低所得世帯2,754世帯と障がい者世帯など1,099世帯の合計3,853世帯に対して申請書を送付いたしましたが、期間内までに申請があったのは1,739件、45.1%でありました。このため、未申請者に対し再度通知を行い、最終的には2,277世帯、対象世帯数の59.1%、生活保護世帯の149世帯と合わせて2,426世帯に設置し、大仙市における普及率が約8%上昇したことになります。

本事業は、住宅用火災警報器の普及率向上対策の一環として、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、平成21年度限りの事業として実施したものであり、この事業や啓発活動が契機となって自治会による共同購入が実施された地域もあると聞いております。

平成22年度に入り、助成に関する問い合わせが数件寄せられましたが、事業が終了したことを丁寧に説明し、ご了解をいただいております。

この住宅用火災警報器につきましては、住宅火災の死者、とりわけ高齢者が多いため、平成16年に消防法が改正され、設置が義務付けられたものでありますが、平成22年の住宅火災による死者数は全国で1,023人で、このうち65歳以上の高齢者は628人、61.4%を占めております。議員ご指摘のとおり、こうした状況と警報器の普及状況に鑑みますと、特に高齢者のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯への警報器設置を促進する必要があると思われまます。こうした状況を鑑みまして、いま一度この法律の経過措置、あるいは猶予期間が終わる6月を目途に、助成の問題も含めて一般の方々への働きかけ、設置キャンペーン計画を作ってみたいと考えております。

○副議長（大野忠夫君） 4番、再質疑はありますか。はい、4番。

○4番（佐藤隆盛君） 前向きな答弁というか、いずれ6月以降、もう一度取り組むというようなことだろうと思いますが、私なぜこのことを取り上げたかと申しますと、実はつい先日でありますけれども、去年70歳以上になった人から、俺70なって、ひとり暮らしだども、なして市で取り付けに来ないのかなというような問い合わせがありまして、それで、すぐくるだろうというような安易を返事を、勉強不足ですけれども、そう

ということで見てみたら、そして市に問いただしたら、これと期限ある、短期、21年の雇用緊急対策事業でなったので、ないよと言われてまして、それでその方に、今、予算は切れたようだ、ないようだというような話をしたんですけれども、しかし今、市長の言っているとおり、この設置率の5割とか五十何%、今現在その中でですよ、なぜだと、なぜだろう、この時点ではこうだそうであります。ネットで見ますと、まだ23年6月で時間があると。つけない人からアンケートを取ったそうです。まだ、罰則規定ないわけですから、まだ時間あるんでないかというような感じではないかなというような、ネットで見ますとそのように書いてありました。言われると、なるほどそうなんです。そういうことからしてですね、今の21年度啓発事業終わる、今の、今ですよ、広報だいいせんもそうですけど、消防団員が4月と11月に消防週間にあわせてやるというんですから、今こそ、今の4月こそまだ間に合うじゃないですか。今こそチラシなどを予算をつけて回って歩いて、あと今こういうことだからというような、やっぱりここだからこそ、今の4月なんぼがまわれば一番効果があって設置率を上げることができるのではないかな、私だからそこでですねやっぱり予算をつけてやっていくべきじゃないかなというふうに思うわけであります。全戸を目指すということは100なんですけれども、市長はですね、私はおおよそ数字見てですよ75、70から80なればやめても、やめると言っちゃああれですけども、そういう答弁は成り立つんですけども、今の数字の5割何ぼのどこ、6割弱ですよ、そういうものをやめるというのは何の事業なのかということになると思います、私は。ですから、そのパーセンテージも把握しなきゃならないというふうに思ってですね、何とかできればですよ、4月の消防団の週間にあわせてやるのも一つの手じゃないかなというふうに思います。

それから、これも私の側にもひとり暮らしがおりまして、2人おりまして実際聞いてみました。こうでありました。非常に良かったと。緊急対策事業ですから、そしたら1個ばりでなく2個やってくれと、頼むでと言われたそうです。そしたらやっぱりこの経済効果は非常にあったと思うんですよ、電気屋さん。これを1つつけることによってついでに2つ目ももらった。だから私はそういう事業については非常に良かったと思っております。しかしながら、今そのこと、やっぱり効果というものも、そういうものを市でもきっちり把握しながらやらなければならないというふうじゃないですか。だから私、こういうことを言っちゃあ、本当にですね。なんですけども、いつもこうなんですけども、やっぱり、はい、2カ年事業で終わりました。これは単年事業で終わりました。

た。こう命とかこういうものにかかる事業ですよ。それを終わりましたと市民から言えばさきたあったように、あったようですけども、その人方に、ただ、はいこれは事業終わりましたでは、やっぱりね、こんな言葉言っちゃあれですけども、お役所仕事だと言われかねないんじゃないですか。私はそう思いますよ。ですからやっぱりもう一度きちっとしたことで、特に老人とかに対してはやってもらいたいというふうに思います。

これからだんだん高齢者が、世帯が増えるわけでありまして、特にひとり暮らしの世帯に対しては、財政面では厳しいのは誰しもわかります。しかし、こういうことこそ、昨日の質問の中にありますけども、私は豪雪だと。やっぱりいかに、いかにそういう部分に対してもですね、逃げやすくしなきゃならないという、これ誰見てもそう思うと思うんですよ。ですから、こういうものごときに、こういうときに事業をカットするというのは、何ぼいっても私はこれ納得できないわけでありまして。ですから、これからはこういう事業は単年度事業と言わず、継続事業できちんとした項目をもうけながらですね、できるまで延ばしていく事業じゃないかなと、事業項目じゃないかなと思います。警報器もだんだん値段も安くなってきておりますけれども、やっぱり昨今の状況、経済状況からして、高齢者のみならず、やはりこういうものはいろいろな調整の仕方もあると思います。よその方も見ました。それから一つすごいのがありましたけども、各部落とか何かですか、あの100%の設置率です。これはやっぱり集団で買って、そして援助もしたというのもうたってありますし、何とかこのことをまずお願いしたいと思います。

それから私、最初に言って、トップっていいですかやりましたけども、私が何を一番言いたいかというと、今回の予算で、先程申しましたように440、5億何ぼ多くなつたと、その中で新規事業が70項目もあるんですよ。そして廃事業が40項目あるんですよ。その40項目のはずがこれなんですね。その中にもちょっと問題あるのがたくさんあります。ですから新規事業の説明は非常によくいただいておりますけれども、廃棄事業の説明に対してなかなか目がいけないと思ったんですよ、私は。ですから今回、全部見てみました。そしたら、こればかりじゃなくですね、まだ問題のあるようなありましたので、何とかこれからの各委員会で説明あると思いますが、なぜこのような廃棄、こうなった、結果と、こういうものをですね、是非とも説明いただければなというふうに思います。何とか答弁ありましたらお願いします。

以上です。

○副議長（大野忠夫君） 再質疑に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員のご指摘を受けまして、この事業についてはいろいろ新しい要素も加えまして、この設置率を向上させていきたいと思っております。

ただ、この事業を我々やろうとしたのは、これ全家庭に全部買ってやるということではできないわけでありまして。こういう事業。ほかの事業との関係もあります。ですから、法律はできた。ですけれども国が対応するものは何もなかったわけでありまして。どうするんだということ、まず我々としては法律ができて、新築は全部強制ですから、これ全部あれですけれども、既存の住宅をどうするかということから始まりまして、まず一番所得の厳しい方の層をまずやることによって、それをやりながらその一般の方へのキャンペーンを強めていこうと、こういうことでやらせていただきました。これ100%を目指すということはもちろん考えましたけれども、やっぱりそういうキャンペーンの中で普及率を向上させていくというふうな考え方でありましたので、一定の効果が出たということで一応この低所得者に対する事業は終了させていただいたということになります。

なお、ご指摘のように、それぞれの期間、重点でやっておりますけれども、我々としては広域消防も含めまして法律ができてからやっぱりこの設置に対しての啓蒙・啓発というのはずっと継続してやってきております。より効果を上げるために様々な対応を、山をつけてやってきたということでもありますので、一つの山とすれば20年・21年の事業で終わったと思っておりますが、もう一つの山を作らなければならないという議員のご指摘でありますので、いろいろ地域の皆さんの声も聞きながらやっていこうという、そういう考えでおります。

これは経済対策、景気対策として国の交付金を活用させていただきました。地元のいわゆる電気屋さん、工事屋さんにも少しでも仕事をつくらうという発想もこの中に入っておりますので、この組み立てに対しては相当職員も苦勞してやっていることは認めていただきたいと思います。決してお役所仕事で我々やっているわけではありませぬので、終わります。

○副議長（大野忠夫君） 4番、再々質疑はありませんか。

○4番（佐藤隆盛君） ありません。

○副議長（大野忠夫君） これにて4番佐藤隆盛君の質疑を終わります。

次に、12番石塚柏君。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 私ちょっと声を変です。決してカラオケ大会でいっぱい歌っ

たつていうわけではないので、ちょっと聞き苦しい点ありましたら何とかご勘弁をお願いしたいと思います。

それではですね、通告に従いまして質問させていただきます。

平成23年度予算に占める国の地方向け財政投融资に関するですね財務省が指導するキャッシュフロー計算書、こういったものがあります。これについてお尋ねしたいと思います。

ちょっとキャッシュフローというと耳慣れないと思いますので、要は今年、100万円米の値段がじえんこ入ってくるというふうに思っていたんだけど、母さんから、父さんおれの家さ今何もじえんこねえって、100万円じえんこくるっていうのもいつまでだと、母さんがキャッシュフローだすな。現金何ぼあるかと。父さんの言ってるのは予算書、予算書で何ぼ売り上げあるんだと、こういう、まあ言ってみると、ちょっと計画と実際のお金何ぼあるのかということがわからない。だけどキャッシュフローでは、うんとわかりやすいと、こういうことでございます。

それでは予算書の8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

ここに地方債の一覧がございまして。総額で31億円余りであります。いわゆる借金でありますけれども、この予算が通れば、この借金を財務省から借りるのか、あるいは北都銀行から、いわゆる市中金融機関から借りるのか、これをだんだん振り分けていくわけですね。その結果、この大仙市ではですね平成22年度末で普通会計で617億円の借金があります。全会計で1,097億円という大変な借金の現状だわけですね。先程、金谷議員もこうした問題を取り上げておりますけれども、私も全く同感だわけでございます。

ところがですね、財務省が国と地方公共団体で何ぼ借金しているのかということ、どうも桁が違って1,000兆円に、もうさつとが借金しちゃうと1,000兆円という借金になるということで、これではいかんということでですね地方に貸しているお金について、きちんと管理をしてほしいということでなってきたようでございます。今までは先程金谷議員がおっしゃってましたように、総務省からの財政の健全化の指導がありまして、我々30人の議員もそれに沿ってですね議会で議論をして判断をしてきたわけでございます。ところが今度は国のお金の財布のひもを握っている財務省から、キャッシュフロー計算という切り口でですね財務の健全化ということ、どうなっているんだということが求められてきたと思うんです。

そこで当局にお尋ねいたします。財務省が平成17年度から進めてきました地方公共団体の財務状況の把握、これをされていると思いますが、この目的と手法についてお尋ねをいたします。

○副議長（大野忠夫君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 石塚柏議員のご質問にお答え申し上げます。

財務省が進めております地方公共団体の財務状況の把握についてであります。

（「地震だ。休憩だ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大野忠夫君） 暫時休憩します。

午前11時46分 休 憩

午前11時48分 再 開

○副議長（大野忠夫君） 再開いたします。

申し上げます。予算審議の途中であります。ここで昼食のため暫時休憩といたしたいと思っております。開会は午後1時に再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前11時48分 休 憩

午後0時58分 再 開

○副議長（大野忠夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番茂木隆君、25番橋村誠君から早退の届出があります。

予算質疑を続けます。12番石塚柏君の1番の項目に対する答弁を続けます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） そうすれば、改めて石塚柏議員のご質問にお答え申し上げます。

財務省が進めております地方公共団体の財務状況の把握についてであります。これは財務省が確実かつ有利な運用が義務付けられております財政融資資金の融資主体として、債務者である地方公共団体の財務状況を把握し、償還の確実性を確認する観点から行われているものであります。

国におきましては、地方公共団体の債務償還能力及び資金繰り状況を把握するためには、現金預金の流れ、いわゆるキャッシュフローを捉えることが効果的と考えております。

このようなことから、財務省は総務省が行っている地方財政状況調査のデータを基礎として、「行政キャッシュフロー計算書」を作成し、分析指標を算出したしております。

主な分析指標であります「債務償還可能年数」につきましては、一年間で生み出される償還原資の何倍の債務を抱えているかを示す指標であります。財務省が債務高水準と認識する比率であります15年に対しまして、大仙市の比率は8.3年となっております。基準値はクリアしているものと考えております。

現在は総務省が指導しております、いわゆる「財政健全化法」に基づく実質公債費比率や将来負担比率などの財政健全化判断比率及び地方財政状況調査における経常収支比率などに加え、ご指摘のありました財務省の示す行政キャッシュフロー計算書についても今後判断材料として財政運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（大野忠夫君） 12番、再質疑はありますか。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） ちょっと質問をしたのが午前中で、何となくつながりが弱いわけですが、再質疑させていただきたいと思います。

民間の会社ではですね、会社法が改正になったとき、ちょうど3年ぐらい前からこのキャッシュフロー計算書をつけなさいということを経営者に義務付けられています。それで第三セクター、たくさんあるわけですが、キャッシュフロー計算書をちゃんとつけているところもあれば、残念ながらですねキャッシュフロー計算書をつけていない会社もあります。今日はそれは問題ではありませぬので、それはさておくとします。

非常に今、総務部長から説明あったようにですね、お金の流れが非常によくわかるということでもあります。特に大仙市はまだまださっき申し上げましたように1億という大変な借金の額がありますので、財務部門のキャッシュフローですな、あそこのところをよく見て、本当に良くなっているのかということを経営者も、それから執行部の皆さんも、これからやっていかなければいけないのではないかなというふうに思います。

それとまず一般の人についてキャッシュフロー計算書といったって、なかなかわかりづらいわけですね。ところが今、ちょうど総務部長から説明していただいた債務の償還可能年数、これは非常によくわかりやすいということと、よく公債費負担適正化計画に頻繁に出てきますプライマリーバランスというものも、はっきりわかりやすくなっているということがありますので、我々議会人にだけでなく、一般の市民へ広く広報を求めていきたいと思っておりますので、広報等、あるいは議会への報告等をお願いしたいと

思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○副議長（大野忠夫君） 再質問に対する答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 再質問にお答えいたします。

ただいまご指摘ありました行政キャッシュフロー計算書の中の特に財務活動の部とい  
いますか債務償還可能年数を基礎数値とするその辺について、また、もう一つはプライ  
マリーバランスの関係について、広く市民の皆さんに公表すべきでないかというご指摘  
だと思います。

大仙市では4月ないし5月に予算特別号という市の広報を毎年全世帯に配布させてい  
ただいておりますけれども、その中では予算の概要のみならず決算の状況、それから財  
政構造の状況など説明させていただいているところでもあります。今回ご指摘のありまし  
たこの行政キャッシュフローの関係、債務償還可能年数、それからプライマリー balan  
スについても、わかりやすく説明を心がけて広報にあげて市民の皆さんにお知らせした  
いというふうに考えます。よろしく申し上げます。

○副議長（大野忠夫君） 12番、再々質問ございますか。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

それですね、政府や自治体、民間の良さを取り入れて活かしていきたいということ  
でありますけれども、資金の流れに関して先程も総務部長の説明にありましたけれども、  
資金繰りですね、資金繰り。これは民間の会社でも資金繰りがいかないと会社倒れてし  
まうんですな。何ぼ売上げがある、利益があるなんていったって、資金繰りは大変なわ  
けですよ。但し我々議会でですね、資金繰りの状況、そして資金繰りがこういうふう  
になっているから第三セクターも、あるいは第三セクターでなく特別会計も一般会計も大  
丈夫ですよということを聞きたいんですね。ということでありまして、簡単でも結構で  
すから、大仙市でやっている資金繰り表なり、資金繰りをどういうふうにやっているの  
かということを説明願えませんか。

○副議長（大野忠夫君） 再々質疑に対する答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） まず、資金繰りの関係について後で確認する方法としては、  
一時借入の状況を確認するという手法が一つあるかと思います。歳計現金が不足した  
場合に支払いが必要になった場合に一時借入ということを実施しておりますけれども、  
その前に現在は金融機関からの一時借入の前に、少しずつではありますけれども基金が  
積み立ってきておりますので、その基金の繰り替え運用ということで基金の現金を活用

する場合があります。そしてどうしても年度末、5月などに支払いが集中した場合に資金不足を来した際には一時借入というようなことで手当しているというのが実態であります。

また、年度始めに関しましては、国の方でも配慮していただいております、4月、6月ですか、地方交付税を配分していただくというようなことがありまして、比較的順調に資金繰りはできるわけですけれども、やはり年末、それから3月、5月、そういった時期に支払いが比較的集中するということで、そういった時期にはどうしても、補助金関係につきましては出納整理期間に入ってくる場合が多いものですから一時借入で凌いでいるというような状況であります。

一時借入につきましては、先程言いましたように基金の現金を繰り替え運用する場合と金融機関から一時的に短期間借り入れるという場合がありますけれども、そういったやり方で今、対応しているという状況にあります。

- 副議長（大野忠夫君） 次に、2番の項目について質疑をお願いします。はい、12番。
- 12番（石塚 柏君） 次に、市債に伴う利息の額の全体的な関連についてお尋ねいたします。

予算書は同じページです。

ここでお尋ねしたいのは、大仙市の予算では利息の予算の計画を立てているのか立てていないのか、これをお聞きしたいわけですが。予算書にはですね、ご覧のとおり5%以内に借りるということだけは明記されています。しかし、民間の会社ではですね、年間の計画を立てるときは、これだけの借金をして会社を回していきます。利息は幾らですということをおおらかじめ把握して会社を資金繰りを回しているということでもあります。そういうことでありまして、ちょっと質問時間のこともありますのではしります。

そこで質問ですけれども、どれだけ金利を年間払っているのか。これはキャッシュフロー計算書にも出ているはずですが。それで加重平均で金利を、難しい言葉を使っていますけど、正確など、正確な全体の平均金利はどの程度ですかということをお尋ねします。

- 副議長（大野忠夫君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。老松総務部長。
- 総務部長（老松博行君） 公債費に係る利息額の全体的な管理についてお答えいたします。

はじめに、市債発行に係る利息額につきましては、借入先や償還年限によりまして適用利率が異なりますけれども、全会計における支払利息額は、平成21年度では約22

億2,000万円となっております。また、平成22年度では約21億4,000万円、平成23年度においては約20億9,000万円と見込んでおります。

次に、個々の借り入れ毎にそれぞれの利率を乗じ、借入額の総額で除したいわゆる加重平均利息率についてであります。平成23年1月末までに借り入れしている約2千件の証書をもとに算出いたしますと、2.07%となっております。

なお、平成20年度に借り入れした市債119件に係る加重平均利息率は1.63%、また、21年度に借り入れした市債86件につきましては1.48%と、年々通減が図られている状況にあります。

今後におきましても、少しでも低い利率で借り入れできるように努めてまいりたいと考えております。

本市では、これまで利息の軽減を図るために、平成19年度から平成21年度まで、公的資金の補償金を免除した繰上償還が実施できる制度を活用し、5%以上の借入額の一部について繰上償還や低利率への借り換えを実施したことにより約3億2,000万円の利息の軽減を図っております。

また、3カ年の制度の延長によりまして、今後平成24年度までに見込まれる利息軽減額をさらに約2億2,000万円と推計いたしております。これに加え、減債基金や県振興資金を活用した任意の繰上償還や借り換えの実施によりまして、平成21年度では約3,000万円の軽減を図っており、平成22年度におきましても約1億円の利息の軽減が図られるものと見込んでおります。

これからも将来を見据え、市債の借り換えによる利息の軽減や繰上償還による市債残高の抑制に努めるほか、公債費負担適正化計画を遵守しながら、本市の持続可能な財政基盤を確立する財政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（大野忠夫君） 12番、再質疑はありますか。

○12番（石塚 柏君） ありません。

○副議長（大野忠夫君） 次に、3番目の項目について質疑をお願いします。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 次に、電子計算機システム更新費用の抑制策についてお尋ねします。

予算書の7ページをお開きください。

ここに債務負担行為の一覧表がございます。そのうち一番上段に記載されております

電子計算機システムの更新費用についてお尋ねします。

通信機器、金谷議員が質問されましたように、通信機器や、それからコンピューターの導入だとかということは、非常に技術は日進月歩で、これはうまく費用を軽減すること、発注する側もその日進月歩の技術についていかなきゃいけないということで、大変なことだろうと思います。と思いますが、しかし合併してから5年間で10億円も超えるだけコンピューターのことに注ぎ込むと、お金を使っているということであれば、ちょっとお尋ねしなきゃいけないなということで質問いたします。

そこで、電子計算機システム更新事業は、今後5カ年にわたり同一の業者が担当する可能性が高いと思われませんが、事業費の抑制について説明をお願いいたします。

この件につきましては、私の質問に対して疑問な点がありましたら遠慮なく発言していただいても結構です。お願いします。

○副議長（大野忠夫君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 電子計算システム更新事業費の抑制策についてお答えいたします。

総務省は平成19年3月に電子自治体の実現の手法として、各業務システムの差し替えや各業務サービスの連携を容易にできる「地域情報プラットフォーム」という考えを打ち出しております。

市では、地域情報プラットフォームの考えを導入することによりまして、情報システム経費の抑制が可能になるということから、平成21年度から次期電子計算システムの導入作業におきましては、この考えをベースに地元のコンサルタントの支援を受けて取り組んできたところであります。

その後、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成21年7月15日に公布され、公布日から3年以内の政令で定めた日に施行されることになり、これに対応するため導入スケジュールの一部を早め、平成23年度に住民記録・税等の基幹系システムを導入することにいたしました。

また、総務省の進める地域情報プラットフォームにつきましては、目標や理念が高く、現時点ではまだ導入実績が少ないことから、基幹系システムではなく本市に必要なデータ連携や高速印刷等に限った共通基盤システムを導入することにいたしました。

次期電子計算システム導入に係るこれまでの作業につきましては、システム経費の増加傾向を抑制するため、職員が業務内容の現状分析や必要とする業務の取りまとめを

行ってきており、その業務内容をシステムの導入を希望している全業者に伝え、業者の開発作業から不要な作業を省いた提案をしてもらうことで事業費の抑制を図ることとしております。

また、業者の作業見積書につきましては、各種の作業をまとめて一式で表記するものが多く、具体的にどこにどれだけ経費がかかり、成果物が何かなど全体的にわかりにくく、表現も専門的で理解しづらいことから、作業工程順に体系化した市独自の調査様式へ記入してもらうことで職員が内容を把握しやすくなり、また、比較検討もできるようになることからシステム経費の削減が可能になると考えております。

さらに、これまではシステム調達方法等について標準化されていなかったことから、今回はその基本方針や基準、手順を定めたガイドラインを作成し、全庁で経費抑制に向けて取り組むこととしております。

また、これらの活動につきましては、関係部課長で組織する委員会が評価・検証するとともに、改善・是正していくことで継続的に経費の抑制を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（大野忠夫君） 12番、再質疑はありますか。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） システムの導入の価格、ハードの機器の導入の価格、保守もそれぞれの個別のシステムで、そしてまず分けられるものは分けられるものとして、まず入札なりいろいろやっていただくということを是非お願いしたいと思います。それでもどうしても継続性があるって随分だ何だかんだって出てくることもあるかもしれませんが、そのところはもうちょっと頑張ってくださいと。内容には触れません。

お尋ねしたいことです。今回の情報システム調達ガイドラインも含めて全体の調達システムを効率的にするには、ITコンサルタントの力が私は大きいと思います。どうもITコンサルタントも入れているらしいなという感じを持っています。そこでお尋ねいたしますけれども、ITコンサルタントの成果に関する取り決めはされているのでしょうか。これだけのコンサルタントの仕事をして、これだけの経済効果をお約束をしますという内容ですな。コンサルタント業界では、よく出る話なんです。仙台、東京にはITコンサルタント会社がたくさんあります。ITコンサルタント会社にプロポーザルを求めて見積り合わせ、入札等を含んだ競争原理を導入する考えはございますか。

○副議長（大野忠夫君） 再質疑に対する答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） ITコンサルタントということに関するご質問であります。  
お答えしたいと思います。

ご指摘のとおり大仙市では現在、株式会社ASTコンサルタントの大澤昌氏にコンサルタントをお願いしております。若干説明させていただきますと、大澤氏はITコーディネーターという資格をお持ちであります。それから、電子政府推進員ということで平成21年度から23年度まで電子政府推進員をなっておられます。特定のメーカーに属しない独立系のコンサルタントというふうにお聞きしております。先程言いましたように、国におきましては電子政府推進員、総務省の管轄ですが21年から23年まで就任されております。それから、県の関係では18年・19年・20年に県の教育庁のIT化のコンサルティングを担当されているようであります。それから18年には情報企画課、21・22年には県の障がい福祉課の財務会計などのコンサルタントを担当されているということで、そういった独立系のITコンサルタントに今回大仙市ではお願いしておるものであります。

ただ、あくまでも今回のこういう調達作業につきましては、大仙市が主体的に行うということでありまして、それをサポートしていただく役目をお願いしているというふうに考えております。ですから、あくまでも市の考え方を中心に今、作業を進めているというところでありますので、あくまでもコンサルタントからはサポートをしていただいているというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（大野忠夫君） 再々質疑はありますか。

○12番（石塚 柏君） ありません。

○副議長（大野忠夫君） 次に、4番の項目について質疑をお願いします。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 次にですね、大仙市の中心部にあります環状線である中通線についてお尋ねします。

この中通線の開通に向けて、どれだけ予算が措置されているのかお尋ねいたします。

予算書の272ページをお開きください。

大曲駅前第二地区土地区画整理事業の10、11、12、13事業の補償補てん及び賠償費についてお尋ねします。額は4億6,000万、それから3,100万、7,600万の合計5億2,681万1,000円についてお尋ねします。

この予算にうたわれている移転補償物件棟数、建物のうち、中通線の開通に寄与する

と思われる物件数は幾らになりますか。また、中通線の開通の見込みについてもお尋ねします。よろしくお願ひします。

○副議長（大野忠夫君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。田口建設部長。

○建設部長（田口隆志君） 中通線にかかわる予算措置についてお答ひいたします。

中通線整備事業につきましては、一般会計の中通線街路整備事業と土地区画整理事業特別会計の大曲駅前第二地区土地区画整理事業の2事業で対応しております。

建物移転について、平成23年度当初予算に予算計上しているのは、大曲駅前第二地区土地区画整理事業の方でございます。

その内訳は、10事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業の補助分で移転する戸数15戸、12事業県補助分で移転する戸数1戸、このほかに13事業住宅市街地総合整備事業で移転する戸数4戸で、合わせて20戸の建物移転を計画しております。このうち中通線新設工事に直接支障となる建物は4戸、中通線新設工事を実施するに当たり県道の迂回道路を築造する必要がありますが、そのために支障となる建物は10戸、その移転補償費は総額で3億1,314万7千円となっております。このほかに中通線新設工事に関連する補償費といたしまして、上水道とN T Tの移設補償費が8,030万円となっております。

なお、中通線新設工事の工事費は4億2,330万円であり、県道の迂回道路となる大花線の工事費は2,100万円であります。

平成23年度における全体事業費12億2,670万6千円のうち、中通線整備事業関係の事業費は8億3,774万7千円で、事業費全体の68.3%となります。

次に、中通線の開通見込みにつきましては、本年度から工事を行っておりますJ R奥羽線のアンダーパス区間、延長358.7mを平成25年度には供用を開始する予定であります。

また、その先の市道四ツ屋大曲線に連絡するまでの区間を平成26年度に供用開始し、平成27年度には中通線街路整備事業で施工する区間とあわせ、旧国道13号丸の内交差点から都市計画道路「駅東線」の区間が供用開始となる見込みでございます。

以上でございます。

○副議長（大野忠夫君） 12番、再質疑はありますか。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 大分中通線の開通に予算を重きを置いているように感じます。

そうしたことで、この後もよろしく、例の組合病院の改築の問題もありますから、是非

力を入れてやっていただきたいと思います。

この件については以上であります。

○副議長（大野忠夫君） 次に、5番の項目について質疑をお願いします。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 次に、橋梁長寿命化修繕計画の予算についてお尋ねします。

予算書の107ページをお開きください。

6目10事業、橋梁維持費1,523万8千円についてであります。

この橋梁の長寿命化修繕計画は、国交省も非常に力を入れている事業であります。今日、地震で揺れて、この議場の内外ともに揺れたわけでありましてけれども、この耐震化のことは、ほぼ国としては終わりつつあると。次にやるのは長寿命化計画だということだと思います。

但しですね、私この長寿命化計画、修繕計画の取り組みですね、秋田県内の北は大館から能代、湯沢、由利本荘、全部含めてです、相当数ですね。はっきりわかりやすくいうと2年から3年進んでいると。着手が終わっているのは、全部去年のうちに終わっているという状態です。そういったことでもありますけれども、まずとりあえずこの事業の大切さを聞くという意味で、事業の目的を教えてください。

○副議長（大野忠夫君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 橋梁長寿命化修繕計画についてお答えいたします。

大仙市にある道路橋は1,630橋であります。このうち主要路線に架かる延長15m以上の橋梁は230橋であり、今回の点検対象となる橋であります。このうち供用後50年以上を経過した橋は8橋ありますが、このまま年数を経ると平成40年には約55%に当たる126橋が50年を経過し、いわゆる「橋の高齢化」を迎える状況になります。

このように、今後そのまま多くがまとまって高齢化していくため、損傷が重大になってから修繕を実施するという従来の維持管理を続けた場合、維持修繕や架け替えにかかる費用は急激に増大する可能性があり、これが財政を逼迫し、引いては適切な維持管理が困難になる恐れが生じることも予想されます。

こうしたことから、橋梁の延命化を含む最適な維持管理の推進を図ることを目的として、この「橋梁長寿命化修繕計画」を策定するものであります。

23年度から25年度までの3年事業とし、事業費は約5,800万円を見込んでおりますが、財源はこの国の社会資本整備総合交付金を活用することとしております。

具体的な作業としては、23年・24年度の2カ年で橋梁の専門業者に委託して点検を行います。23年度については架設年次及び老朽化が著しい橋梁から順に100橋を点検し、24年度に残り130橋を点検する計画となっております。

この2カ年の点検結果に基づき、25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定することになりますが、計画に盛り込まれるものとしたしましては、長寿命化修繕計画の目的、対象となる橋梁、橋梁毎の健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針、対象の橋梁の長寿命化及び修繕・架け替えにかかる費用の縮減に関する基本的な方針、対象橋梁毎の概ねの修繕時期と内容または架け替え時期などであり、計画策定に当たっては学識経験者の意見を聞くほか、計画は公表することとしております。

計画策定後の26年度以降は、優先順位に基づき国の補助事業を活用し修繕工事などに入るようになりますが、長期間にわたっての事業となることから、財政計画との整合性を持たせることが重要でありますので、十分協議を重ね、実効性のある計画にしたいと考えております。

○副議長（大野忠夫君） 12番、再質疑はありますか。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 大変大事な事業だということはよくわかりました。しかし、これをですね実際に効果ならしめるためにはですね、今の答弁には大きな欠陥があると私は思っております。その内容をお話します。

平成25年までですね、この橋梁長寿命化修繕計画を国交省に出さないといけないと、これは強く前から、ずっと前から言われているわけですね。だからこそ、それにかかったこの調査に5,800万かかるというんだけど、半分は国で持ちましょうということを書いてきているわけです。25年から過ぎたら大仙市の橋梁がどっか大きい欠陥が出てきた、修繕しなきゃならなくなると。橋梁の修繕ってですよ、うんとお金かかるんです。けども、それにはですね修繕計画に入れていない橋梁は対象にしませんということを文書で明記しているわけです。それをちょっと、前提をちょっと覚えておいていただきたいと思うんですね。大仙市にある橋梁は、今、市長がおっしゃったようにですね、全部で1,630橋あるんです。そのうち15m以上の橋というのは230橋、15m未満の橋梁は1,400橋あるんです。この1,400橋をですねやらないと、修繕計画にのっかっていないと26年から15m未満の橋がぼっこわれたと。工事しなきゃいけない。市で単独でやらなきゃいけない。大変な財政負担ですよ。それでですね、じゃあまあほかの市がどういうふうなことをやっているかということ、22年だと

か、今年ですな、今年あたりはもう14m以下の橋梁を橋梁点検をして、例えばにかほ市、それから由利本荘市、横手市、みんなそうなんですけれども、橋梁って15mというかどうかという距離なのかというと、ここの議場の幅だと11.7mだ。だからもう3mぐらい長い橋なわけです。皆さん車で市役所に来るとき、大体15mより長い橋って何橋渡りますか。ごく少ないはずですよ。道路の橋ですよ。15m未満の橋が主体なんです。だから1,400橋もあるんです。だからにかほ市も由利本荘市も今年あたりから、去年あたりから15m未満の橋を調査して、委託に出しているんですね。そうでないと平成25年に間に合わないという市当局の考え方なんですな。私は2年前、それと昨年、市役所の某幹部の方に、これは是非橋梁の補修計画まだ出してねんだども大丈夫だべって言うんですよ。外のことを覚えているから。だけど皆さんももしかしたら秋田県内の各市所役のこと覚えているかもしれないから、私は何か特別な手段があるのかなと思ってました。それで今日になってしまったわけなんですけれども、そこで質問をさせていただきます、改めて。この1,400カ所の橋梁の調査計画を取りまとめるのは、どのようにして行うのでしょうか。かかった費用の措置はどうされるのでしょうか。平成26年度以降の1,400カ所の橋梁の維持費を、このままでは一般財源で対応するとお考えなのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（大野忠夫君） 再質疑に対する答弁を求めます。田口建設部長。

○建設部長（田口隆志君） おっしゃるとおり、今回15m以上の橋を対象にした点検並びに修繕計画ということで進んでおるわけでございますけれども、国の方で交付金を充てますというのは15m以上の橋を対象に全国的に今、作業、それも25年度までの期限で点検なり修繕計画を立ててくださいというような形で、それについては2分の1、交付金を補助しますというような制度システムになっております。確かに県内見ますと、大仙市の場合、25年ぎりぎりの形での作業になるわけでございますけれども、かといってその15m未満のものをそのままということでは決してないと考えております。

今、国のその交付金が15m以上ということでの対応でこのような作業に入るわけですが、当然それよりも短い橋につきましては、これまでのとおり日常のパトロール等で当然管理してまいりますし、また、修繕が必要な場合は当然修繕していかねばならないと思っております。ただ、その橋梁の点検につきましては、かなり橋梁の方、点検等の経験のある業者さんでないとまず簡単にできないということで今回委託するわけでございますけれども、我々はこの23年・24年の2カ年、15m以上の橋の点検、

業者さんに委託して、我々自身も現場と一緒に立ち会って勉強させてもらいたいというふうに考えております。そうすることによりまして15mよりも短い橋につきましては、我々直営でもある程度点検できるようなそういう我々の組織づくりというのも頑張っていきたいというふうに考えておりまして、それなりに我々も点検ができるようになれば15m未満の橋につきまして点検しながら、当然15m以上の修繕計画、その前に出来上がっておりますけれども、緊急性のあるものはその中に盛り込みながら改めて修繕計画を見直しするような形で15mにいたらない橋につきましては、そのような対応を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（大野忠夫君） 再々質疑はありませんか。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 私は今の説明で、とても納得することはできません。それで、交付金と関連して15m未満はやらなくてもいいというふうに思ったように聞こえるんですけど、ほかの秋田市も含めてですよ全部やっているのに、これ、大仙市だけやらなくていいんですかね。この国でいう橋梁長寿命化修繕計画というものの求められている中身が、私はまずそのことが疑問だということと、もう一つ、私は苦しくて言ったと思うんですけども、15m以下だから直営でやりますと、25年に間に合わせると言ってますけど、橋梁のですね老朽化の診断はとっても難しいです。ある意味では橋梁の技術者が新しく建てる方が設計は楽だと言っているんです。それくらい腐食と老朽、技術、それぞれ土木研究所で難儀して研究しているくらい難しいんです。はしよりますけどもね、私はこの15m未満の今の部長の、部長にはちょっと同情するところもあるんですけども、そうも言ってもらえない。だから何とかですねコンサル、例えば橋梁調査ってすごく危険な仕事なんです。橋梁の下のところを見ないと老朽化の状況がわからない、足場もかけなきゃいけない、落ちたら一発という橋梁だってこの1,600橋の中に何本もあるはずですよ。私は直営なんていうのは、よほどいいものであれば別にしても、そういう危ない行為はやめていただきたい。よくよく業者についても安全について発注者として管理をしてやっていただきたいと思います。

終わりに当たってですね、これは予算質疑ですから、こういった中身について建設水道委員会です、十分協議していただくことをお願いしまして、この質疑は終わらせていただきたいと思います。

○副議長（大野忠夫君） 答弁はいいですか。

○12番（石塚 柏君） いいです。

○副議長（大野忠夫君） 次に、6番目の項目について質疑をお願いします。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 時間がなくなってますので、教育長さんといろんな大事なお話した、あるいは次長さんと大事なお話したかったんですけど、質問させていただきます。

予算書ですね115ページ、そして10款1項4目、12事業3,782万7千円、18事業1,000万千円、これ2002年の学習指導要領、ゆとり教育ということであったんですけど、今回2011年度の新しい学習指導要領がありまして、非常にゆとり教育だということでやってきたんだけど、いろいろな世論の一部からも、それから国際規格の学力の問題でもいろいろ批判があって、中身を変えてきております。それに関連して外国語指導助手うんぬん、コロンブスの卵の予算ですね、こういったものがそういうものに関連した予算なものなのかお尋ねしたいと思います。

○副議長（大野忠夫君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。青谷教育次長。

○教育次長（青谷晃吉君） 2011年からの新学習指導要領に関連しての予算措置についてお答えいたします。

今回の学習指導要領改訂の趣旨は、「生きる力」をはぐくむという理念を実現するため、その手立てを確立することにあります。

具体的には、確かな学力を確立するために必要な時間の確保、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実を図ることがあります。したがって、議員ご指摘のとおり、「外国語指導助手等招致事業」及び「コロンブスの卵わくわくサイエンス事業」は、学力向上にも貢献できる事業であり、新学習指導要領を一部補う取り組みとなっております。

外国語指導助手等招致事業は、合併当初から実施している事業であり、平成17年度は外国語指導助手5名、国際交流員1名でスタートしましたが、国際理解教育や英語活動の充実を見据え、平成18年度に指導助手1名、平成20年度にさらにもう一名を増員し、現在は指導助手7名、国際交流員1名を地域別に配置しております。

コロンブスの卵わくわくサイエンス事業は、科学への興味・関心を高め、理科好きの子供たちを育てるための「教員の観察・実験指導に関する研修」と、より専門的で発展的な内容について深く学びたいという中学生のための「首都圏大学等への派遣」という2つの内容で構成される新規事業であります。どちらも小・中学校における理数系教科

の学習内容や授業時数の増加への対応、ひいては理数教育の充実にも結びつくことになると考えております。

このほか、児童生徒の自然体験、職場体験活動を支援する「体験的学習時間支援事業」やスポーツ選手、音楽家、画家などプロが授業を行う「こころのプロジェクト『夢の教室』事業」などは、学力向上とともに豊かな心や健やかな体の育成にもつながることでもあり、新学習指導要領を一部補う事業に該当するものと考えております。

さらに、学力向上を目的とした各学校の主体的な取り組みとして、すべての小・中学校が児童生徒の実態や地域の実情に応じて放課後の学習教室や長期休業中の学習会を実施しておりますし、最近では小・中連携や地域人材、いわゆる「ふるさと先生」の活用により指導の充実を図っている学校も増えてきております。

県教育委員会からは、複数校にまたがって教科指導を支援する教育専門監が平成23年度からは1名増員され4名が市内延べ7地域15校に配置される予定となっておりますし、小学校外国語活動の指導強化に当たる社会人講師が引き続き1名配置されます。教育専門監が1市町村に4名以上配置されるケースは県内でも初めてのことであり、社会人講師とともにその指導・支援によって本市児童生徒の学力向上が期待されます。

以上であります。

○副議長（大野忠夫君） 12番、再質疑はありますか。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 答弁をいただいたらですね、気持ちがすーっと落ち着いて、さすが学校の先生だなと思った次第です。

ところで、私の自宅は花館小学校まで300mなんですね。三浦教育長さんの自宅は私の家からも約300mで、教育長さんから200mに花館小学校がありますから、ちょうど私と教育長さんとは三角関係みたいなものですが、そこで、お尋ねしたいのですが、花館小学校ではですね「のびっこ教室」という名称で週1回45分間、図書室で1年生から6年生まで自発的に勉強したいという生徒にですね一人一人学校の先生が学習を支援しております。勉強がわからない生徒、勉強の理解ができて、もう少し頑張りたい生徒が勉強しているわけですね。もちろん市立の小学校でございますから費用はかかりません。現場の先生方が頑張っていらっしゃるわけでございますね。都会ではですね、月5万円から10万円かけて塾に通わせているんです。10万円なんというデータが出て私びっくりしました。秋田では負担の額は少ないにしてもですね、教育にかけられる家庭と残念ながらかけられない家庭があると思います。公立の教育の

良さは、誰にでも意欲があればね公平感を保たれて教育ができるということだわけであり、花館小学校を例にとりましたけれども、同じような取り組みがほかの小学校、中学校にあると伺っています。

そこで質問です。他の小学校、中学校の今ある事例を含めて、決められた労働時間、労働組合もある、いろんな制約もあるかもしれないけれども、これら時間外の取り組みをですね、どう評価して、今後どうしていこうとしているのか、大仙市全体の教育の現場を眺められてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○副議長（大野忠夫君） 再質疑に対する答弁を求めます。青谷教育次長。

○教育次長（青谷晃吉君） 再質問にお答えいたします。

まず、小学校の補充的な学習の事例として大変いい事例をご紹介いただいたと思います。中学校におきましてもこういった事例がございます。昼休みの25分間を毎日年間を通して、例えば1年生は4教科、2・3年生は3教科、あるいは3年生は時期になりますと5教科ということでありましたけれども、そういった形で昼休みの25分間をモジュール的に使って先生が担当して補充的な学習を行っているというふうなケースもありますが、これは中学校は放課後になりますと部活動等があるものですから、なかなか全員の教師がかかわっているということもできないものですから、その学校の実情にあわせて取り組んでいただいているところでもあります。

まず、多かれ少なかれ学校によって、ある一定期間に集中して行うということもございますし、年間を通してそういった短い時間を積み重ねている学校もございますし、また、長期休業中に集中して補充的な学習なりを行っている学校もございます。それぞれの学校の実態・実情にあわせて、子供たちの実態にあわせて取り組んでいただいているところでもあります。

また、加えて「学び教室」といって地域の方が長期休業中に児童生徒に教えていただいているような取り組みもございますし、大曲小学校の「サタデースクール」ですとか、あるいは大曲中学校で国際教養大学の学生に来ていただいて、ちょうどまちなかで、のびのびランドででしたけれども、小・中学生が英会話を指導していただくというふうなこともありますので、高校生や地域の方々、大学の方々、そういった方々をお迎えして学習会を行っているというふうなこともございます。そういったことで、どの学校でもそれぞれの実態にあわせて成果を上げていただいているというふうに思っております。

○副議長（大野忠夫君） 再々質疑はありますか。

○12番（石塚 柏君） ありません。

○副議長（大野忠夫君） これにて12番石塚柏君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大野忠夫君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第86号から議案第108号までの23件は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

---

○副議長（大野忠夫君） 次に、日程第84、議案第109号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） それでは、ご説明申し上げます。

お手元の資料のうち、追加の議案書をご覧いただきたいと思います。

1ページになります。

議案第109号、市道中仙4号線館ノ内北川橋橋梁上部工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

本案件につきましては、指名競争入札を執行した結果、昭和コンクリート工業株式会社が落札いたしましたので、3月4日に契約金額1億5,130万5千円で仮契約を締結したところであります。

主な工事の内容といたしましては、中仙地域鍵見内地区の館ノ内北川橋の橋梁上部工事として、コンクリート製の橋桁をかけた後、路面舗装を行うもので、工期は平成23年3月22日から平成23年11月30日までとなっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（大野忠夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大野忠夫君） 質疑なしと認めます。

議案第109号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

---

○副議長（大野忠夫君） 次に、日程第85、請願第9号及び日程第86、陳情第30号から日程第88、陳情第32号までの4件を一括して議題といたします。

本4件は、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○副議長（大野忠夫君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、3月10日から3月16日まで7日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大野忠夫君） ご異議なしと認めます。よって、3月10日から3月16日まで7日間、休会することに決しました。

---

○副議長（大野忠夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る3月17日、本会議第5日を定刻に開議いたします。ご苦労様でした。

午後 1時59分 散 会